

規制シート(様式)

070200300830001

平成31年3月6日

規制の名称	インターネット異性紹介事業の規制等	所管府省	警察庁
根拠法令等	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令(平成20年政令第346号)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第15号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	生活安全局少年課長 村上尚久
規制目的	インターネット異性紹介事業者に対する届出制の導入等の規制の強化を行うとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進に関する措置等を講じ、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。		
規制内容の概要	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律においては、インターネット異性紹介事業を「異性交際を希望する者の求めに応じ、その異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達し、かつ、当該情報の伝達を受けた異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して当該情報に係る異性交際希望者と相互に連絡することができるようにする役務を提供する事業」とした上で、当該事業に届出制度を設けるとともに、一定の欠格事由に該当する者について、当該事業を行うことを禁止している。また、事業者は当該事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為(以下「禁止誘引行為」という。)に当たる書き込みがあることを知ったときは、当該書き込みを公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならないこととしている。</p> <p>さらに、禁止誘引行為に係る異性交際情報を収集し、事業者に提供する業務を行う者について登録制を導入し、一定の基準(明確で行政庁の裁量の余地のないもの)を満たすものを登録誘引情報提供機関として登録し、守秘義務を課した上で、事業者の連絡先等を提供することとしている。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	現時点において、法令を改正して対応しなければならない事項が認められないため。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成20年法律第52号)附則第8条		
次の見直し時期	平成35年度		